

平群町災害時職員初動マニュアル

【地震災害・風水害への対応】

令和 2 年 3 月

目 次

I. 大地震が起きた時に.....	1
1. 参集に際しての心得.....	1
2. 庁舎に参集後の対応.....	2
II. 初動期マニュアルの位置づけ.....	3
1. 初動期マニュアルの目的.....	3
2. 初動期における活動の柱.....	3
3. 初動期マニュアルが対象とする災害.....	4
III. 災害発生時の体制と初動期における活動内容.....	5
1. 地震発生時の体制.....	5
2. 風水害発生時の体制.....	6
3. 動員体制表.....	7
4. 初動期における活動内容.....	8
(1) 被害の調査活動.....	8
(2) 被害情報の収集・伝達活動.....	10
(3) 住民の救出活動.....	11
(4) 災害対策本部の設置.....	12
(5) 被災住民の避難.....	13
(6) 避難所の開設.....	14
IV. 応急対策活動.....	15
1. 災害対策本部組織.....	15
2. 各部の任務（時系列）.....	16
3. 各部の活動内容.....	20
(1) 避難.....	20
(2) 医療・救護.....	22
(3) 避難行動要支援者対策.....	23
(4) 応援要請.....	24
(5) 水防.....	26
(6) 給水活動.....	27
(7) 食料供給活動.....	28
(8) 生活必需品供給.....	29
(9) 緊急輸送.....	30
(10) ボランティア.....	32
(11) 町管理施設の応急措置.....	33
(12) 保健衛生等.....	35
(13) 文教.....	36
(14) 被災建築物危険度判定.....	37
(15) 廃棄物処理.....	38

資 料 編

1. 平群町災害対策本部業務分担..... 資料 1
2. 避難所一覧..... 資料 4

I. 大地震が起きた時に

1. 参集に際しての心得

○地震発生直後の対応（震度5強以上）

- あわてず、冷静に
- まず自分と家族の安全確保を図ること
- テレビ・ラジオ等でできるだけ情報収集を図ること
- 速やかに所属部署へ参集すること

○参集に当たっての留意点

- 服装等：動きやすい服装・靴（底の厚いもの）
- 所持品（可能な範囲で）
非常食、飲料水、着替え、雨具、軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、身分証明書、携帯電話（充電装置）
- 交通手段：できるだけ徒歩・自転車・オートバイ（自動車も可）によること
- 参集途上の観察
可能な範囲で被害状況を観察し必要な場合は写真、メモをとる。
- 救出・救助が必要な場合、災害対策本部に状況を連絡のうえ、臨機に対応する。
- 所属部署に参集すると共に連絡責任者（所属長）に参集した旨を報告する。
- 出張中の場合は、電話等で連絡をとりできるだけ速やかに所属部署に戻る。
- 各連絡責任者は、参集状況等を速やかに把握して総務防災課に報告する。

○参集できない場合

- 参集できない場合には、所属長に理由、連絡先、連絡方法等を知らせる。
- 参集できる状況になった場合、速やかに参集する。
- 交通機関等が途絶たり道路状況が悪く参集すべき部署に参集できない場合は、最寄りの出先機関等（県および他市町村公共施設も含む）に参集し、参集している旨を所属長に連絡する。

2. 庁舎に参集後の対応

最初に庁舎に参集した職員や、残業などで大規模な地震に遭遇した職員は、まず以下のとおり対応すること。

○まず庁舎建物の安全確認

- 建物の安全確認をしてから庁舎に入る。
- 倒壊のおそれや大きな亀裂などがいないか、出火していないかを確認してから庁舎に入る。建物の周囲の安全も確認する。
- 出火している場合は速やかに消防に連絡し、可能な範囲で初期消火に当たる。
- 庁舎が危険だと判断した場合は、町長、総務防災課長に速やかに連絡して指示を受ける。

(災害対策本部は役場内に設置するが、庁舎が被害を受け、使用不能となった場合は、町内の施設で被害を受けていない建物に災害対策本部を設置する。)

○足下や落下物に注意

○庁舎内のライフラインの確認

- 電気、ガス漏れ、水道、電話、防災行政無線
(停電の場合、防災行政無線の非常用電源を立ち上げること。)

○テレビ・ラジオで情報の確認

○総務防災課等の職員に情報の引継ぎ

- 参集してきた総務防災課（本部事務局）の職員に情報の引継ぎを行い、本部の指示に従う。

Ⅱ. 初動期マニュアルの位置づけ

1. 初動期マニュアルの目的

災害対策は、災害が発生してから考えていては、対応が間に合わない。

したがって、本マニュアルは主に災害発生直後から災害対策本部が確立され、応急対策活動が軌道に乗るまでの初動期（概ね3日間）を対象として、職員のとるべき行動等についてまとめることにより迅速で的確な災害対策の実施を目的としている。

2. 初動期における活動の柱

災害による被害を最小限に抑えるためにまず必要なことは、各職員が速やかに定められた持ち場につき、応急対策の体制を確立することである。そして、各職員がそれぞれの分担に基づき遅滞なく活動にとりかかることである。

また、いざというときに各職員が即座に対応できるようにしておくことが必要であり、そのためには平常時から、災害時の行動についてそれぞれの部署ごとに十分シミュレーションを重ねておくことが重要である。

初動期における活動の柱は次の3点である。

初動期における活動の3つの柱

- ① 人命の救出・救助、被災者の救援・救護
- ② 被害状況の調査
- ③ 被害の拡大防止

3. 初動期マニュアルが対象とする災害

地震

本マニュアルは、震度5強以上の地震が本町域で発生した場合を対象としている。

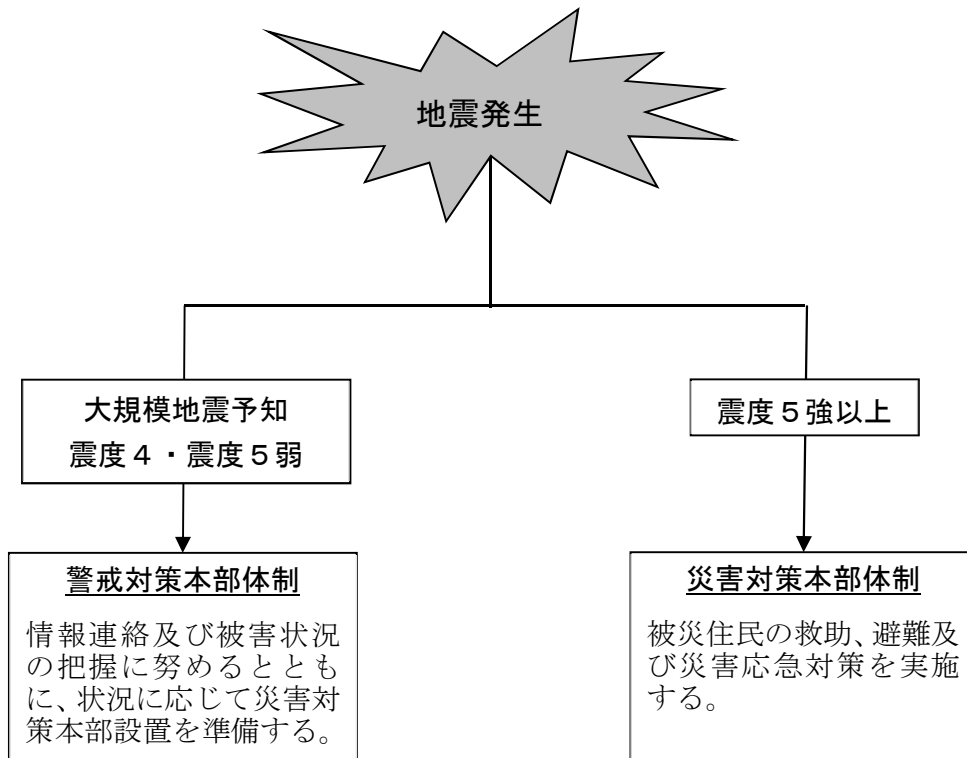
風水害等

本マニュアルは突発的な災害に対応するものとして主に地震災害を対象としているが、風水害等で大規模な災害が発生した場合の初動期における活動についても対象としている。

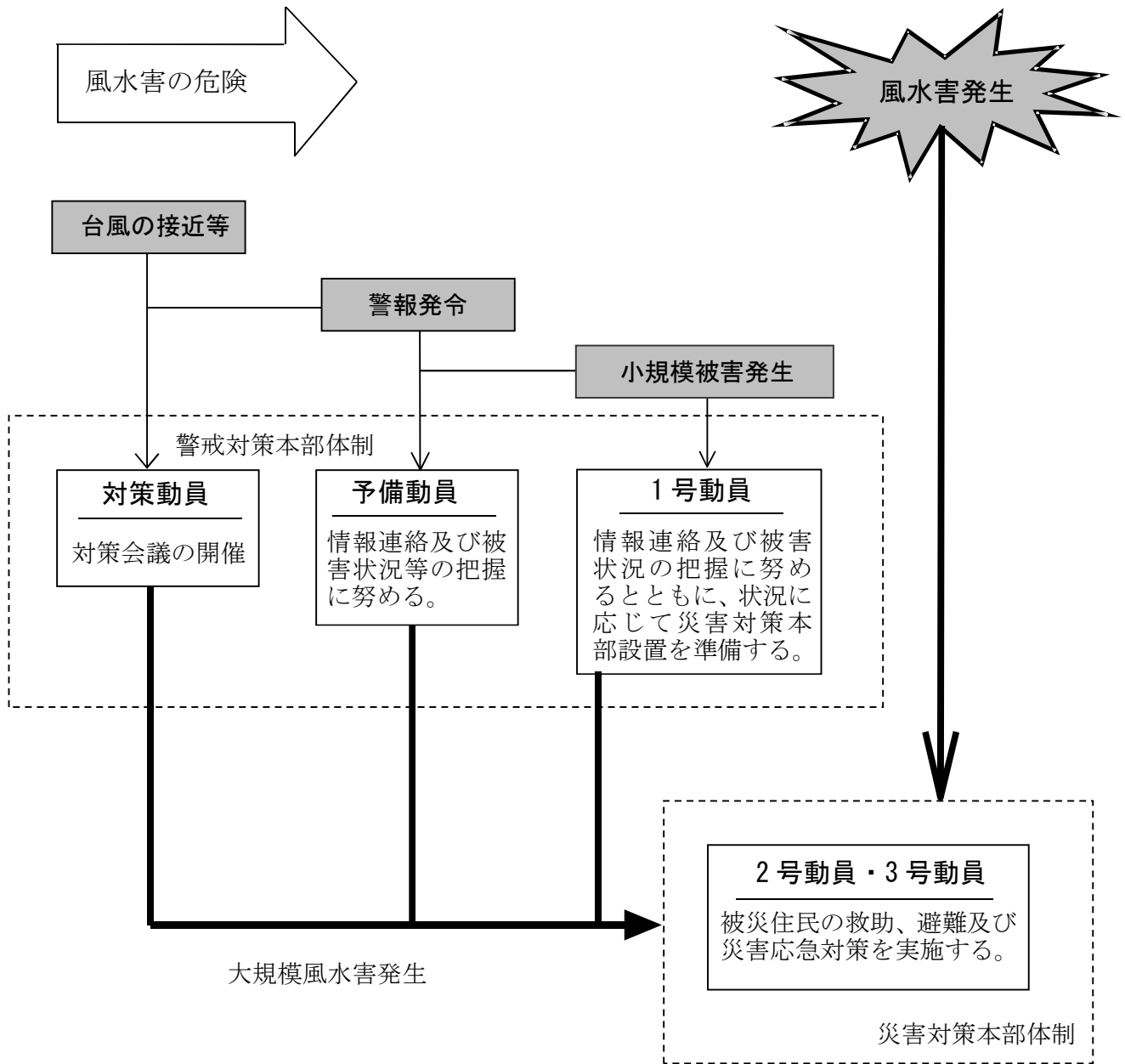
なお、小規模な災害が発生した場合は、警戒対策本部体制を確立する。

Ⅲ. 災害発生時の体制と初動期における活動内容

1. 地震発生時の体制



2. 風水害発生時の体制



3. 動員体制表

体制	動員		配備基準			参集目的	企画 総務部	救護 厚生部	施設資 材部A	施設資 材部B	教育 総務部	
	総 数	区 分	地震	気象								
				風水害	特別 警報							
対策本部	9人	対策 動員 約9人	大規模 地震予 知※1	台風の接 近 異常気象 の予測	特別警報 発令	対策会 議の開 催	部会長	部会長	部会長	部会長	部会長	
	50人	予備 動員 約41人	震度4 の地震	気象警報 発令	特別警報 発令	情報収集 初動期 パトロール 各施設 確認	課長級 以上の 管理職 総務防 災課主 幹	課長級 以上の 管理職 各施設 課長	課長級 以上の 管理職 都市建 設課主 幹	主幹級 管理職	課長級 以上の 管理職 教育委 員会総 務課主 幹	
	92人	1号 動員	A 約42人	震度5 の地 震 弱震	小規模災 害の発生 が予想さ れる時	特別警報 発令	情報収集 広報活動 パトロール 及び作 業	主幹級管 理職 一般職員	主幹級 管理職 一般職員	主幹級 管理職 一般職員	一般職員	給食セン ター所長 一般職員
	118人		B 約26人	震度5 の地 震 弱震	小規模災 害の発生 が強く予 想される 時	特別警報 発令	情報収集 広報活動 パトロール 強化及 び作 業	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	こども 園園長 一般職員
	災害 対策 本部	131人	2号 動員 約13人	震度5 の地 震 強震	中規模災 害の発生 が予想さ れる時	特別警報 発令	災害対 策	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員	一般職員
	策 本部	343人	3号 動員 全職員	震度6 以上 の地 震	大規模災 害の発生 が予想さ れる時	特別警報 発令	災害対策	全職員 【臨職含む】				

○上記動員表は基本とし、必要に応じて対応すること。

○動員者については、別途動員表を作成し対応すること。

※1：南海トラフ地震臨時情報の発表を含む。

令和元年10月現在

4. 初動期における活動内容

(1) 被害の調査活動

初動期における災害による被害の調査活動は以下の2つとする。

- 職員参集時における調査
- 初動期における緊急調査

職員参集時における調査

震度5強以上の地震発生に伴い参集する職員及び大規模な風水害の発生に伴い参集する職員は、自宅周辺及び参集経路の被害を目視により調査する。簡易な情報は、連絡担当者が随時速やかに参集途上情報報告書にて企画総務部に報告する。

緊急かつ重大災害が発生している場合は、あらゆる方法を用いて企画総務部に報告する。

また、被害状況が状況報告書に書ききれない場合は、報告様式は問わない。

初動期における緊急調査

企画総務部は、参集した職員の調査内容を集約し、必要な場合緊急調査を実施する。緊急調査は各部所管の次の場所を重点に実施する。

- 建物の倒壊等により死傷者が発生していることが予測される場所
- 被害情報が得られていない場所
- 応急復旧に必要な緊急輸送道路が通っている場所
- 土砂災害の予想される場所
- 避難行動要支援者のいる場所
- 避難場所となり得る施設
- ライフライン重要場所
- 消防本部・警察署等関係機関に職員派遣

被害調査の集約

- 初動期における被害調査の集約については、企画総務部がとりまとめを行う。災害対策本部体制が確立された後は企画総務部がとりまとめを行う。
- 被害調査の指示は無線又は携帯電話で行う。
- 被害調査は各部がとりまとめ、各部長から指名された職員が速やかに本部へ報告する。
- 収集された情報を地図に転記する。
- ホワイトボード・展示パネル等による地区別情報整理。

(2) 被害情報の収集・伝達活動

情報の収集

次の被災情報を各大字総代及び自治会長、消防団員等から収集、整理する。

- 人命に関する情報
- 住宅等の建物被害に関する情報
- 電気、電話、水道、下水道等ライフラインに関する情報
- 土砂崩れ、崖崩れ等に関する情報
- 護岸、道路、橋梁等の被害に関する情報
- 河川、ダム等の安全に関する情報
- 指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難所」という。）を含む公共施設の安全性及び使用可否に関する情報
- 避難行動要支援者に関する情報
- 火災に関する情報

その他災害に関する以下の情報を収集し、対策の資料とする。

- 気象庁の発表する情報
- 奈良県及び近隣市町からの国道をはじめとする幹線道路交通に関する情報

情報の伝達

[住民に対する情報の伝達（広報）]

住民の生命の安全を確保し、二次災害を防止するため、住民に必要な情報を伝達する。

- 地震、風水害に関する情報
- 被害状況に関する情報
- 避難に関する情報

[奈良県等への情報の伝達]

地震、風水害被害に関する情報、災害対策の状況並びに支援要請等必要な情報を奈良県に伝達する。また近隣市町にも情報を伝達し、必要な場合応援要請を行う。

情報収集・伝達の手段

災害応急対策活動の実施において重要な情報収集・伝達の手段は次のとおりである。

- 奈良県防災行政通信ネットワーク
- 町防災行政無線
- 携帯電話（個人）

(3) 住民の救出活動

被災情報の収集

建物倒壊、土砂災害等による人命の被災情報を収集する。
救出活動に必要な被災箇所の情報を収集・整理する。

救出要員の派遣

消防本部と連携し、救出活動に必要な被災箇所に要員を派遣する。なお、救出要員は以下により構成し、救出活動に必要な資機材を装備する。

- 消防署員
- 町職員
- 警察官
- 消防団員

(4) 災害対策本部の設置

企画総務部の指揮の下、災害対策本部設置の準備をすすめる。

なお、災害対策本部の設置にあたっては、以下の点に留意する。

(※詳細は、災害対策本部設置運営マニュアルを参照)

- 庁舎の安全（構造、電気、通信設備、水道）を確認する。
- 災害対策本部は町役場庁舎内の会議室に設置する。ただし、庁舎が被害を受け使用できないときは別途検討する。

本部には以下の部屋、機器・備品等を整備する。

- 本部室・本部会議室・報道関係者控え室・記者会見室
- 地域防災計画、防災関連マニュアル
- 防災行政無線
- 衛星電話（衛星携帯電話を含む）
- その他の通信機器（電話・ファックス等）
- パソコン及びプリンター、コピー機等周辺機器（必要な台数）
- 情報機器（テレビ・ラジオ等）
- カメラ・ビデオ・音声レコーダー
- その他 {机・椅子・黒板（ホワイトボード）・展示用パネル・地図（住宅、道路、周辺）・筆記用具・懐中電灯等・連絡先一覧・各様式}
- 災害によって通常使用できる物が使用できない場合
電卓・集計用紙・カーボン紙・テレビ用アンテナ・発電機・投光器・電話帳・乾電池・テント・台車

災害対策本部設置の連絡を消防署、警察署、消防団、奈良県その他に対して迅速に行う。

(5) 被災住民の避難

本部長は地震、風水害による土砂災害、建物倒壊等により、人命に危険が及ぶと予測される時は、関係住民に避難指示を行う。

また、今後大規模な災害が発生し、人命に危険が及ぶおそれがある場合、関係住民に避難勧告を行う。

避難指示を行う場合は、住民が「避難指示」の意味が分からない場合があるので、わかりやすい言葉で「(例) 非常事態です。」行うようにする。

***警戒区域を設定する必要がある場合もあるが、設置する場合は要注意。**

避難指示等の方法

避難指示、勧告に当たっては、町防災行政無線による情報伝達を行い、町職員や消防団員による広報車伝達、口頭伝達やテレビ、ラジオ等あらゆる手段で行い、連絡漏れを回避する。

避難に際しての注意

避難指示、勧告に当たっては以下の点に留意する。

- 最寄りの安全な避難場所を確保する。
- 安全な避難ルートを確保する。(危険箇所は、ロープ等で危険を明示する。)
- 避難誘導人員の必要数及び稼働可能な公用車輛の把握をする。
- 町職員または消防署員、消防団員が避難誘導する。
- 避難行動要支援者の避難については、住民の協力も得て避難を徹底する。
- 学校、幼稚園、保育園、医療施設、特養老人施設等に内容を伝えに行く。
- 避難に際しては、動きやすい服装で安全に配慮しつつ、避難時に必要な以下の物品をリュック等背負いの物に入れ携行する。
 - ・ 飲料水
 - ・ 食料
 - ・ 懐中電灯
 - ・ 医薬品
 - ・ 携帯電話等通信機器
 - ・ その他特に必要なもの

(6) 避難所の開設

避難所開設に係る方針決定

災害による被害の状況及び二次災害防止の必要性から避難所の開設が必要と判断される場合は、町長と協議し避難所開設の方針を速やかに決定する。

避難所開設要員の派遣

避難所開設の方針が決定された場合、避難所開設要員を各避難所に派遣する。

避難所開設要員は、避難所及びその周辺の状況確認を行う。

安全と判断した場合、施設管理者へ連絡し、避難所の運営に必要な器材、物資の調達を手配する。

危険と判断した場合、企画総務部にその旨を連絡する。

避難所責任者の決定等

災害対策本部体制が確立した段階で避難所責任者を速やかに決定し、円滑な運営を確保する。

避難所を開設した場合、奈良県知事及び西和警察署に報告する。

(※詳細は、避難所運営マニュアルを参照)

IV. 応急対策活動

1. 災害対策本部組織

災害対策本部	町長、副町長、教育長、課長級以上の管理職	
本部事務局	総務防災課（担当）	
部名	係名	担当課名
企画総務部	防災情報係	総務防災課、議会事務局、監査委員事務局
	経理係	会計課
	広報係	政策推進課
	庶務係	税務課
救護厚生部	避難係	福祉こども課、住民生活課
	環境係	住民生活課
	医療福祉係	健康保険課、福祉こども課
施設資材部A	農林商工係	観光産業課
	土木施設係	都市建設課
施設資材部B	水道係	上下水道課
	下水道係	上下水道課
教育総務部	教育総務係	教育委員会総務課
	社会教育係	教育委員会総務課

防災関係機関

奈良県、陸上自衛隊、診療所・各医院、西和警察署、関西電力送配電、大阪ガス・ガス事業所、NTT西日本、西和消防署、消防団、自治会、町議会

2. 各部の任務（時系列）

企画総務部

時系列 活動内容		発災	1時間	3時間	6時間	半日	1日	2日	3日	4日以降
		初動期				災害対策本部体制				
応急対策	体制									
	奈良県及び関係機関との連絡									
	災害対策本部設置準備									
	避難勧告・指示									
	避難所開設依頼									
	自主防災組織との連絡・調整									
	消防団活動の調整及び指示									
	災害情報、被害状況の収集及び報告									
	電算の応急復旧									
	インターネットの運用									
	報道機関との連絡調整									
	災害広報資料収集等									
	緊急輸送車両等の調達、確保									
	本部会議の運営									
	電気、ガス、電話等の応急対策依頼									
	住民への広報									
	(広域応援要請)									
	(自衛隊の派遣要請、受入れ)									

※ () は、必要がある場合の措置

救護厚生部

時系列 活動内容		発災	1時間	3時間	6時間	半日	1日	2日	3日	4日以降
		初動期			災害対策本部体制					
応急対策	避難行動要支援者の安否確認		■							
	医療機関に関する情報収集		■							
	医薬品等の調達		■							
	福祉施設の被害状況調査等		■							
	避難所の設置			■						
	救護所の設置			■						
	救護所への医療救護班員の派遣			■						
	広域的医療支援の要請						■			
	要配慮者の救護等						■			
	仮設トイレの設置						■			
	福祉避難所の設置							■		
	し尿処理等							■		
	遺体の収容、埋火葬等							■		
	被災地の防疫							■		
	ボランティアの受入れ等							■		

施設資材部 A

時系列 活動内容		発災	1時間	3時間	6時間	半日	1日	2日	3日	4日以降
		初動期			災害対策本部体制					
応急対策	河川水位の観測及び情報の収集									
	水防応急対策									
	道路情報の収集									
	公共土木施設の被害状況調査									
	土砂災害等の対策									
	商工関係施設の被害状況調査									
	農林関係施設の被害状況調査及び応急対策									
	緊急輸送路の把握									
	避難路等の確保									
	緊急物資の調達等									
	(協定業者等への応援要請)									
	(交通規制の依頼)									
	災害救援物資等の受理、配分									

※ () は、必要がある場合の措置

施設資材部B

時系列 活動内容		発災	1時間	3時間	6時間	半日	1日	2日	3日	4日以降
		初動期				災害対策本部体制				
応急対策	上・下水道施設の被害状況調査及び応急対策									
	(県等への給水支援要請)									
	(協定業者等への応援要請)									

※ () は、必要がある場合の措置

教育総務部

時系列 活動内容		発災	1時間	3時間	6時間	半日	1日	2日	3日	4日以降
		初動期				災害対策本部体制				
応急対策	児童生徒等の安否確認									
	県教育委員会との連絡調整									
	教育施設の被災状況把握									
	避難所開設支援									
	被災教育施設の応急復旧									
	被災者等への炊出し									
	文化財の被害状況調査									

3. 各部の活動内容

(1) 避難

[各部、消防団、消防本部、警察署]

災害の発生により住民に被害が及ぶおそれがある場合、危険区域内の住民に対して避難の勧告又は指示を行い、安全な場所に避難させる。

避難勧告又は指示の実施責任者と権限

- | | |
|--------------|---------|
| ■ 町長 | 災害全般 |
| ■ 警察官（指示） | 災害全般 |
| ■ 知事の命を受けた職員 | 洪水・地すべり |
| ■ 自衛官 | 災害全般 |

警戒区域の設定

災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合、危険を防止するため警戒区域を設定し立入りを制限する。

- | | |
|------------|---------------------|
| ■ 町長 | 災害全般 |
| ■ 警察官 | 災害全般 |
| ■ 自衛官 | 災害全般 |
| ■ 消防本部、消防団 | 危険物等の事故、火災、洪水など災害全般 |

避難勧告・指示の基準

- 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- 河川の水位が上昇し、洪水のおそれがあるとき
- 大地震が発生し、火災や家屋の倒壊による危険のため避難の必要が生じたとき
- 地すべり、崖くずれ、山くずれ、土石流、ため池の決壊等による危険が切迫しているとき
- 爆発のおそれがあるとき
- 火災が拡大するおそれのあるとき
- その他住民の生命又は身体、財産を災害から保護するため必要と認められるとき

避難の勧告・指示の伝達方法等

[勧告・指示の際に明示する事項]

- 勧告者又は指示者
- 予想される災害危険及び避難を要する理由
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、携行品、服装）等

避難誘導

[避難の誘導]

- 避難の誘導者：警察署、消防署、消防団、自治会及び自主防災組織

[誘導方法]

- 誘導にあたっては、各自治体単位での集団による避難を心がけ、避難行動要支援者及びその介護者を優先する。
- 避難路については安全を十分に確認し、事故防止に万全を期す。
- 避難にあたっては、携行品を最小限にして早期に避難を完了する。
- 避難者の移送等は避難者各自が行うことを原則とするが、自力で立ち退き不可能な場合は車両等により行う。
- 大規模な立ち退き移送を要し、町だけで対応不可能なときは、奈良県に協力を要請する。

[学校・社会福祉施設等における避難]

- 災害発生時の安全を図るため、施設の管理者は、事前の避難計画に従って集団避難する。
- 避難を完了した場合、施設の管理者は災害対策本部へその旨を報告する。

(2) 医療・救護

[救護厚生部]

災害により医療・助産の途を失った者に対して応急的な医療、助産を実施する。

医療・救護体制

[活動体制]

町では傷病者の救護及び収容活動を行い、医療救護班が行う医療活動及び助産の補助を行う。

- 生駒地区医師会により編成される医療救護班
- 奈良県により編成される医療救護班
- 被災医療機関、被災者受入可能医療機関の情報収集

[救護所の設置]

既設の医療機関に患者を収容できない場合、消防本部、生駒地区医師会等の協力を得て本部長が必要と認めた場所に救護所を設置する。

[医療及び助産の対象者]

- 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療の途を失った者
- 災害発生日前後1週間以内の分娩者で助産の途を失った者

傷病者の搬送

[傷病者の搬送体制]

- 被災現場から救護所までの搬送は消防本部が住民の協力を得て行う。
- 救護所から後送医療施設への搬送は救護厚生部が奈良県等の協力を得て行う。

[後送医療機関への搬送方法]

- 本部長が消防本部に配車・搬送を要請する。
- 救護厚生部が公用車及び借用車輛等により搬送する。

(3) 避難行動要支援者対策

[企画総務部、救護厚生部]

災害発生時には、避難行動要支援者は避難等に特別の配慮が必要なうえ、災害時の生活においても支障を生じることが予想されるので、奈良県及び関係機関と連携して避難行動要支援者に対する対策を実施する。

災害発生時の安否確認等

救護厚生部は、災害が発生したときは避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の調査を行い、その状況について企画総務部を通じてすみやかに県に報告する。

高齢者に係る対策

- 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、災害ボランティア等の協力を得ながら調査・相談体制を整備する。
- 被災した高齢者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。
- 被災した高齢者が老人福祉施設等において必要な保健福祉サービスを受けられるよう速やかに体制を整える。
- 避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、高齢者に配慮した仕様とする。

障害者に係る対策

- 障害者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを迅速に把握するため、災害ボランティア等の協力を得ながら調査・相談体制を整備する。
- 被災した障害者の生活に必要な物資の調達、供給に努める。
- 被災した障害者が必要な保健福祉サービスを受けられるよう速やかに体制を整える。
- 避難所及び仮設住宅の設置にあたっては、障害者に配慮した仕様とする。

乳幼児・児童に係る対策

- ほ乳瓶、粉ミルク（液体ミルク含む）、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保する。物資の調達が困難な場合は奈良県に要請する。
- 被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
- 要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに必要な措置を講ずる。

(4) 応援要請

[企画総務部]

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合は、災害対策基本法に基づき奈良県、防災関係機関、自衛隊、他の自治体等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧に万全を期す。

奈良県に対する応援要請

[要請の手続き]

応援を求める必要が生じた場合には、本部長は直ちに本部会議を召集し、応援要請について協議し決定する。

ただし、事態が急迫し本部会議を召集する時間がないときは、本部長が応援要請を決定する。

奈良県知事に応援要請する場合は、次に示す要請事項を明らかにし、無線、電話等により行う。なお、後日速やかに文書を送付する。

[要請事項]

- 災害の状況及び応援を求める理由
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する人員、物資等
- 応援を必要とする区域、期間
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

その他団体及び機関への応援要請

県内の市町村及び指定地方行政機関に対する応援要請の手続き、内容については、奈良県に対する応援要請に準じる。

他府県・指定公共機関・指定地方公共機関に対する応援要請は原則として文書で奈良県に要請する。

ただし、事態が切迫し緊急を要する場合は、無線、電話等をもって要請し、後日速やかに文書を送付する。

自衛隊に対する応援要請、受入れ体制

[災害派遣の要請]

本部長は、町及び奈良県並びに関係機関等の機能をもってしてもなお防災の万全を期し難いと認めるときは、奈良県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

本部長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に報告する。

本部長は、前項の通知をしたときは、速やかにその旨を奈良県知事に通知する。

[災害派遣の受入れ体制]

企画総務部は、派遣部隊の指揮官との連絡調整にあたる。

応援を求める作業について、速やかに作業計画を樹立するとともに、作業に必要な資機材の確保に努める。

ヘリコプター利用のためヘリポートを確保する。

[自衛隊の活動内容]

- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 遭難者・行方不明者の救助・捜索
- 水防活動
- 消防活動
- 道路又は水路の啓開
- 診療、防疫、病虫害防除等支援
- 通信
- 人員及び物資の緊急輸送
- 炊飯又は給水の支援
- 交通規制の支援
- 危険物の保安及び除去
- その他災害応急対策の支援

(5) 水防

[企画総務部、施設資材部]

災害時における河川やため池堤防の損壊から生ずる水災を警戒し、又は防御し、これによる被害の軽減を図る。

情報の収集及び警戒体制の確立

[町の警戒体制]

次の場合、情報の収集及び関係機関への伝達等適切な措置をとる。

- 奈良県から水防に関する通報、指示、警告等があった場合
- 大雨により河川やため池の水位が上昇し、堤防決壊のおそれがある場合
- 地震により、堤防等の異常を発見した場合
- その他本部長が必要と認める場合

[消防団への連絡]

本部長は警戒を要する場合には消防団長を通じ、各消防団員へ警戒体制に入る旨の連絡を行い、警戒体制に入る。

[決壊等の通報]

災害の発生により堤防あるいはため池が決壊し、又は決壊するおそれのある事態が発生した場合は水防法第 18 条の規定により、ただちにその旨を郡山土木事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

(6) 給水活動

[施設資材部]

災害で水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない住民に対して給水を実施する。

水源の確保

次の方法により飲料に適した水を確保する。

- 浄水池の水、耐震性貯水槽の水、使用可能な井戸水（水質検査等を実施）
- 水源が汚染された場合、小型造水機等による飲料水の供給
- 飲料水が確保できない場合、奈良県及び近隣市町に給水車による供給を要請

給水の目標水量

- 一人当たり3ℓ/日を目処に供給する。

飲料水の供給方法

飲料水の供給は次の方法による。なお、防災行政無線及び広報車等により住民に周知し、給水車及びポリ容器を使用する。

- 拠点（給水所）給水
- 仮設給水栓設置による応急給水
- 給水車及びトラックによる給水

給水用資機材の確保・調達

応急給水活動に必要な資機材を調達・確保する。

(7) 食料供給活動

[施設資材部]

災害により日常の食料を確保できない被災者に必要な食料を調達し供給する。なお、町において実施できない場合は近隣市町に要請し、供給を実施する。

食料供給の対象

- 避難所及び救護所に収容された者
- 住家被害で炊事のできない者
- 被災のため供給機関から通常の配給を受けられない者
- 災害地において、救助作業、応急復旧作業等に従事する者
- 災害対策本部員等

食料の調達

[米穀の調達]

- 災害時の米穀の調達
卸売業者ならびに町内の小売業者等から調達する。調達できない場合は、必要とする数量を奈良県に要請する。
- 災害救助法が適用された場合の米穀の調達
食事の提供に必要な米穀の数量を奈良県に報告し、指示を受け米穀を引き取る。

[パン等の調達]

そのほか必要に応じて、災害応援協定締結業者より応急食料を調達する。

食料の供給

[米穀の供給期間]

災害の発生日から1週間とする。ただし、必要な場合は期間延長する。

[炊出しの実施]

- 炊出し施設 学校給食センター
- 炊出し食品の衛生 消毒液などを備え衛生に注意する。

(8) 生活必需品供給

[施設資材部]

災害により日常生活に必要な被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を確保できない被災者に対して生活必需品を供給する。なお、町において実施できない場合は近隣市町に応援要請し実施する。

生活必需品供給の対象

- 住家被害が全焼、全壊、半焼、半壊及び床上浸水を受けた者
- 被服、寝具等生活に必要な最小限度の家財を喪失した者
- 被服、寝具等生活必需物資が無く直ちに日常生活を営むことが困難な者
- 避難所及び救護所に収容された者

生活必需品の供給

[生活必需品の確保]

調達協定業者等からの調達とするが、不足する場合等は奈良県知事に斡旋を要請するとともに近隣市町に応援要請する。

[生活必需品の配分]

- 世帯構成人数に応じて配分する。
- 自治会及び自主防災組織等の協力を得て配分する。

(9) 緊急輸送

[施設資材部]

災害発生時に被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員、資機材を迅速かつ確実に輸送するため、緊急輸送道路の確保と輸送体制の確立を図る。

緊急輸送の対象等

[緊急輸送の対象]

- 被災者及び自力で避難が困難な住民
- 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- 飲料水、食料、生活必需品等
- 救援物資等
- 応急復旧に係る要員、資機材等

[優先順位]

- 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- 災害の拡大防止のために必要な輸送
- 前記以外の災害応急対策のために必要な輸送

緊急輸送車両等の確保

[車両等の確保等]

- 公用車等の車両及び船舶
- 奈良県への要請
- 輸送業者への協力要請
- 燃料の確保

[ヘリコプターによる輸送]

地上輸送が不可能な場合又は孤立した地域に緊急物資を輸送する必要が生じた場合は、直ちに奈良県にヘリコプターの要請を行う。

緊急通行車両等

[緊急通行車両及び規制除外車両の範囲]

緊急通行車両及び規制除外車両は、前記の災害応急対策に使用する車両とする。

[緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続き]

緊急通行車両等確認申出書及び規制除外車両確認申出書を西和警察署長等に提出し、標章及び緊急通行車両確認証明書、規制除外車両確認証明書の交付を受ける。

[緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出]

緊急通行車両及び規制除外車両として確認を受ける車両のうち、事前に届出を行っておく必要があると認められる車両については西和警察署から届出済証の交付を受けておくものとする。

緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路：国道168号

第3次緊急輸送道路：上記輸送道路と町役場及び各小学校を連絡する町道

※本町には県が指定している第2次緊急輸送道路はない

ヘリポートの基準等

[ヘリポートでの留意事項]

- 関係者以外の立入りを制限する。
- 誘導員を配置する。(ヘリコプターがヘリポートを確認したら遠くに離れる。)
- 砂塵が立たないように散水を実施し、飛散物は固定又は除去する。
- 吹流し(長さ2m以上径60cm以上で赤白)を設置する。
- ヘリポートの標示をする。(10~20mの大きさのH印)
- ヘリコプターの近くで火気厳禁

(10) ボランティア

[救護厚生部]

情報提供及び環境整備を図り、災害ボランティアが十分活動できるようにする。

ボランティアに対する支援

[専門ボランティアの受入れ]

奈良県と調整を図りながら、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所、食事の確保に配慮する。

被災者支援活動に参加するボランティアの健康管理に十分配慮する。

[一般ボランティアの受入れ]

町社会福祉協議会と十分連携を取り、被災者支援活動に参加するボランティアの活動拠点、宿泊場所、食事の確保に配慮する。

被災者支援活動に参加するボランティアの健康管理に十分配慮する。

(11) 町管理施設の応急措置

[施設資材部]

災害によりライフラインが被災した場合における町管理の公共施設等について、町及び関係機関は応急措置、応急対策を実施する。

建築物の応急対策

- 災害が発生した場合、まず出火防止措置をとる。
- 各施設利用者の安全を最優先する。
- 安全な避難場所へと避難誘導する。
- 建築物の被害状況について調査する。
- 施設の使用上の安全確認を速やかに実施し、応急復旧の措置を講ずる。
- 被災建築物応急危険度判定の実施については、奈良県及び関係団体の協力を得て実施する。

土木施設の応急対策

道路・橋梁、河川施設等公共土木施設が破壊、崩壊、破損した場合、施設資材部は早急に被害状況を把握し、安全対策及び応急復旧の措置をとり機能の回復を図る。

[道路・橋梁]

- 町内の道路・橋梁の亀裂、陥没等の状況及び落橋の有無について調査する。
- 調査内容を災害対策本部及び郡山土木事務所に報告する。
- 被害状況に応じた応急措置を実施する。
- 応急復旧できない場合は、西和警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め又は交通規制の標示等の措置を講じる。

[河川施設等]

- 速やかに堤防、砂防施設、地すべり防止施設等の被害状況を調査する。
- 調査内容を災害対策本部及び郡山土木事務所に報告する。
- 被害状況に応じ、雨水浸透防止や崩壊土砂の適切な排除等の応急工事を実施する。

水道施設の応急対策

災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、被害状況を早急に調査し、必要な人員、車両及び資機材を確保する。

[応急措置]

- 応急給水の確保措置
- 水道施設の被害調査
- 水質の保全

[応急復旧の実施]

断水をできる限り短期間で狭い範囲にとどめ、早期給水に努める。

[災害時の広報]

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し、混乱を防止する。

下水道施設の応急対策

災害による管渠、ポンプ場、処理場の各下水道施設の被害状況を早急に調査し、汚水の疎通に支障のないよう応急措置及び復旧対策を講じる。

[応急復旧の実施]

管渠の被害に対しては汚水の疎通に支障のないように応急措置を講ずる。

ポンプ場及び処理場の被害に対しては、電源施設、処理機構等の回復を図るべく応急措置を講ずる。

各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定する。

[災害時の広報]

各施設の被害状況及び復旧見込みについて、住民に適切に広報し、混乱を防止する。

応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

(12) 保健衛生等

[救護厚生部]

災害発生時において、感染症を予防し、環境の悪化を防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を実施する。

防疫・保健衛生対策

[実施する対策]

衛生環境が極端に劣悪で、感染症等が発生しやすい場合には、これを未然に防止するため、井戸、家屋、便所等の消毒等防疫活動を行う。

防疫活動に必要な薬品及び資機材を備蓄・配備するとともに、卸売業者等から迅速に調達できる体制を確立する。

[食品衛生活動]

災害発生時に、保健所の指導を受け、町及び関係機関が協力して食品衛生の確保を図る。なお、食品の調達、支給にあたっては、業界の協力を得て衛生面等に良好な製造所を把握・確保し、保冷車等による適切な輸送・管理の確保に努める。

遺体の処理及び埋火葬

[遺体の処理・収容]

■ 処理の対象

災害時の混乱のため、遺体の洗浄、縫合、消毒、安置あるいは医師による検案を行うことができない遺体

■ 処理の内容

遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体の一時保存

遺体の検案

[遺体の埋火葬]

■ 埋火葬の対象

災害の際に死亡した者で、その遺族が混乱期のため埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない遺体

■ 埋火葬の実施

事故死等による遺体については警察機関から引継を受けた後埋火葬する。

被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。なお、災害時に遺体の火葬を円滑に行うため、奈良県と連携して広域的な埋火葬体制を確立する。

(13) 文教

[教育総務部]

災害発生時には、児童生徒等の生命・身体の安全を第一とし、休校・登下校の措置を実施する。

実施責任者

- 町立の小中学校、幼稚園等の応急教育・保育の応急復旧対策は教育総務部が実施
- 災害に対する各学校等の措置については、学校長等が具体的な応急対策を実施

情報の収集

- 発災情報の把握
- 被害情報の収集・伝達

施設、設備の緊急点検・応急復旧

災害発生後、二次災害の防止や学校再開等のため、施設・設備の安全点検をできるだけ早急に行い、教材、教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。また、被災により教育の実施が困難となった場合、必要に応じ、危険建物の撤去、応急復旧や仮設校舎の設置等の措置を講じる。

応急教育

非常時の授業体制、実施可能な教科、確保可能な授業時数及び教室等について検討し、当面の授業カリキュラムを作成する。なお、授業を継続することにより児童生徒等の安全確保が困難と思われる場合、臨時に授業を行わないこと等の適切な措置を講じる。

被災者の救護活動との連携・協力

学校等が避難所や防災活動拠点となる場合は、救護厚生部等と連携し、円滑な運営に協力する。また、学校給食施設等を活用した炊出し等に協力するとともに、災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備する。

(14) 被災建築物危険度判定

[施設資材部]

住宅の被災建築物応急危険度判定は、奈良県及び関係団体の協力を得て実施し、倒壊、部材の落下等による二次災害を防止する。

(15) 廃棄物処理

[救護厚生部]

被災地での救急救助や応急復旧を円滑に実施するために、清掃方法、障害物除去の優先順位等を以下のように定め実施する。

清掃計画

ごみ及び汚物などの発生が多くなるため、迅速適切に清掃作業を実施し、環境の浄化を図る。

救護厚生部が清掃班を編成し、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設便所をできる限り早期に設置する。仮設便所の設置にあたっては高齢者、障害者等に配慮する。

処理施設の被害状況、仮設便所の必要量、生活ごみの発生量見込み、建物被害状況と廃棄物（がれき）の発生量見込み等について奈良県に報告する。

障害物除去計画

[道路関係障害物の除去]

国道と県道については奈良県が、町道については町がそれぞれ除去するが、相互に連絡し協力して行う。

[河川関係障害物の除去]

河川管理者である国土交通省、奈良県、町がそれぞれ管轄の部分について除去する。

[住宅関係障害物の除去]

町長が行うが、災害救助法が適用された場合は、奈良県知事の補助機関として町が実施する。

[廃棄物（がれき）の仮置場及び処理ルートの確保等]

廃棄物は危険なもの、通行上の支障となるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別、保管のできる仮置場を確保するとともに、清掃センターと協議・調整し、大量の廃棄物の最終処分までの処理ルートを確保する。

有害物質による環境汚染対策

- 有害物質による環境汚染が発生した場合には住民被害の防止及び軽減を図るため必要な措置を講じる。
- 関係防災機関への通報を行う。
- 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知と避難誘導を行う。その他、県の施策に協力する。

資料編

1. 平群町災害対策本部業務分担

担当部署名		事務分掌	
部名 ○責任者 ○副責任者	係名 ○責任者 ○副責任者	主な内容	具体的な事務分掌
災害対策本部 ○町長 (副町長) (教育長) (課長級以上の管理職)		災害対策本部の設置等	1. 災害対策本部の設置及び解散に関すること（以下「に関すること」省略） 2. 本部事務局、部の設置 3. 防災会議の招集 4. 職員の招集、解散
		応援要請	5. 県、他市町村、防災関係機関・協力団体等への応援要請 6. 自衛隊の災害派遣要請（県を通じて） 7. 応急救助のための労働者の確保（県を通じて）
		避難勧告	8. 避難勧告、避難の指示等の実施
		災害救助法	9. 大規模災害情報（災害救助法適用の判断に必要な基礎資料）の県への報告(企画総務部と連携協力) 10. 災害救助法の適用申請
本部事務局 ○総務防災課長		連絡調整	11. 企画総務部との連絡調整 12. 災害対策本部及び各部との連絡調整 13. 防災関係機関・協力団体との連絡調整 14. 災害に関する議会との連絡
企画総務部 ○政策推進課長 (税務課長) (議会事務局長) (監査委員事務局長) (会計課長)	防災情報係 ○総務防災課主幹 (議会事務局主幹)	情報の収集	1. 気象予警報等の受理 2. 職員の出勤状況の把握及び記録 3. 早期災害情報の収集 4. 被害状況調査結果のとりまとめ 5. 他市町村との情報交換 6. 各部の応急対策実施状況の把握 7. 震災に関する情報の収集
		情報の伝達	8. 気象予警報等の伝達 9. 防災行政無線の運用 10. 通信施設の状況把握 11. 災害時優先電話等災害用有線施設の活用 12. 災害概況即報（早期災害情報）、被害状況即報（被害状況調査結果）等被害状況の県への報告 13. 応急対策実施状況の県への報告
		自衛隊受入れ	14. 自衛隊の受入れ体制の準備
		消(水)防	15. 西和消防署との連絡 16. 消防用資機材の調達 17. 消防活動の支援 18. 水防情報の収集及び県、防災関係機関への周知 19. 水防用資機材の調達 20. 水防活動の支援 21. 防災関係機関等への通報
	経理係 ○会計課主幹	経理	1. 災害応急対策関係経費の支払い 2. 災害に関する予算措置 3. 義援金の受付・保管
	広報係 ○政策推進課主幹	広報広聴	1. 庁内広報 2. 住民への広報活動 3. ボランティアの募集 4. 外国人に対する広報 5. 報道機関に対する発表 6. 災害写真の撮影及び収集・整理 7. 義援物資の募集 8. 自治会、自主防災組織との連絡 9. 住民相談窓口の設置と広聴活動
	電算システム	10. 電算システム及び庁内LANの保守	

担当部署名		事務分掌	
部名 ○責任者 ()副責任者	係名 ○責任者 ()副責任者	部名 ○責任者 ()副責任者	係名 ○責任者 ()副責任者
企画総務部	庶務係 ○税務課主幹	車両の確保	1. 町保有車両の確保、民間保有車両の借り上げ 2. 緊急通行車両の事前届出 3. 各部への配車
		庶務	4. 被害状況の記録 5. 動員職員等の公務災害
		罹災証明	6. 罹災証明書の発行
救護厚生部 ○住民生活課長 (福祉こども課長) (健康保険課長)	避難係 ○福祉こども課主幹 (住民生活課主幹) (斎場所長)	避難	1. 避難時における指示及び誘導 2. 避難所の開設及び運営 3. 避難所開設の公示と県への報告 4. 福祉避難所の開設及び運営員の派遣 5. 避難者の移送及び転出 6. 個別避難状況の把握
		遺体の捜索・ 処理・火葬	7. 遺体の捜索（警察と連携協力） 8. 遺体の保存に必要な物品の調達 9. 遺体の処理、火葬 10. 遺体の搬送（広域火葬）
		施設対策	11. 管理施設の被害状況調査 12. 管理施設の応急復旧
	環境係 ○住民生活課主幹 (清掃センター所長)	防疫	1. 防疫班の編成 2. 防疫用資機材の調達 3. 防疫活動の実施 4. 感染症患者の収容 5. 防疫措置の報告 6. 県の行う愛玩動物の保護・収容への協力
		環境衛生	7. し尿、生活ごみ、がれきの収集・処理 8. 入浴サービスの実施 9. 仮設トイレの設置 10. 廃棄物処理施設の被害状況調査 11. 廃棄物処理施設の応急復旧
	医療福祉係 ○健康保険課主幹 (福祉こども課主幹)	ボランティア対策	1. 防災関係団体等へのボランティア確保の協力依頼 2. 災害ボランティアセンターの設置 3. ボランティアの受入れ及び活動支援
		要配慮者対策	4. 要配慮者への情報伝達（防災情報係と連携協力） 5. 要配慮者の避難誘導（避難係と連携協力） 6. 要配慮者の安否確認及び被災状況調査 7. 要配慮者が必要とする食料・生活必需品の調達及び供給（物資供給係と連携協力）
		医療救護	8. 医療救護班の編成 9. 医薬品、医療救護資器材の確保 10. 医療救護・助産活動の実施 11. 救護所の開設 12. 負傷者の搬送 13. 医療施設の被害状況調査 14. 避難所及び福祉避難所におけるメンタルヘルスケア 15. 避難所及び福祉避難所巡回支援チームの編成と運用支援

担当部署名		事務分掌		
部名 ○責任者 ()副責任者	係名 ○責任者 ()副責任者	主な内容	具体的な事務分掌	
施設資材部A ○都市建設課長 (観光産業課長)	農林商工係 ○観光産業主幹	物資の調達・供給	1. 食料・生活必需品の調達及び供給 2. 食料・生活必需品の調達・供給状況の報告 3. 炊き出しの実施(学校給食センターと連携協力) 4. 義援物資の受付、保管、配分、避難所等への搬送	
		農林業対策	5. 農林業の被害状況調査 6. 農林業施設の応急対策 7. ため池管理者との連絡調整	
	土木施設係 ○都市建設課主幹	道路等の応急対策	1. 道路、橋梁、河川管理施設、砂防施設等の被害状況調査 2. 道路、橋梁、河川管理施設、砂防施設等の応急復旧 3. 復旧資機材の調達	
		道路交通対策	4. 近隣市町村との道路交通情報の連絡 5. 交通規制の実施と迂回誘導 6. 交通規制情報の周知(広報係と連携協力) 7. 緊急交通路の確保 8. 道路占用施設管理者との情報連絡	
		土砂災害対策	9. 土砂災害危険箇所の警戒巡視活動 10. 治山施設等の被害状況調査 11. 治山施設等の応急復旧	
		町営住宅及び施設対策	12. 町営住宅の応急修理 13. 管理施設の被害状況調査と被災建物応急危険度判定の実施 14. 管理施設の応急復旧	
		一般建築物対策	15. 一般建築物の被害状況調査と被災建物応急危険度判定の実施 16. 宅地被害状況調査と被災宅地危険度判定の実施 17. 応急仮設住宅の建設(災害救助法が不適用の場合) 18. 応急仮設住宅への入居選定 19. 建設資材の調達(災害救助法が不適用の場合)	
	施設資材部B ○上下水道課長	水道係 ○上下水道課主幹	応急給水	1. 給水資機材等の確保 2. 給水活動の実施
			水道施設の応急対策	3. 水道施設の被害状況調査 4. 水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
		下水道係 ○上下水道課主幹	下水道施設の応急対策	1. 下水道施設の被害状況調査 2. 下水道施設の復旧資機材の調達及び応急復旧
教育総務部 ○教育委員会 総務課長	教育総務係 ○教育委員会 総務課主幹 (こども園園長) (給食センター所長)	教育対策	1. 災害情報の収集と学校等への伝達 2. 学校施設、児童・生徒等の被害状況調査 3. 学校等に対する避難所開設の依頼 4. 応急教育の実施 5. 就学援助 6. 学校等におけるメンタルヘルスケア(救護厚生部と連携協力) 7. 炊き出し	
	社会教育係 ○教育委員会 総務課主幹	社会教育施設等の応急対策	1. 社会教育施設の被害状況調査 2. 社会教育施設に対する避難所開設の依頼 3. 文化財の被害状況調査と県文化財担当部局への通報	

2. 避難所一覧

【指定避難所及び指定緊急避難場所】

名 称	所在地	収容 人員	電話	指定緊急避難場所		避難対象地域
				震災時	大雨時	
平群北小学校	緑ヶ丘 1-4-1	420	45-4031	○	×	鳴川、榛原、槻原、緑ヶ丘、西向、菊美台、フローラル西向
かんぼの宿 大和平群	上庄 2-16-1	180	45-0351	○	○	上庄、大和平群ホーム、上庄台、月見台
老人福祉センター 「かしのき荘」	梨本 351-1	270	45-5768	○	×	梨本、御陵苑
平群小学校 ^{注1}	吉新 2-2-13	580	45-0004	○	○	吉新、下垣内、三里
平群中学校	福貴 1301	870	45-0019	○	○	椿台、若葉台、ローズタウン若葉台
総合スポーツセンター (メインアリーナ)	福貴 72	2,210	45-6550	○	○	福貴団地、福貴、初香台、五月台、新初香台、光ヶ丘、若井、槻原、越木塚、福貴畑、久安寺、信貴畑
活性化センター 「くまがしステーション」	平等寺 75-1	110	45-8511	○	×	平等寺
平群南小学校	椿井 820	420	45-6135	○	○	椿井、白石畑、竜田川ネオポリス、信貴山
市民生活協同組合ならコープ「ディアーズコープたつたがわ」	椿井 734-1	140	45-8181	○	○	竜田川団地、北信貴ヶ丘
ブリズムへぐり	西宮 2-1-6	330	45-8600	○	×	西宮、日立団地、春日丘
平群町総合文化センター	吉新 3-1-34	424		○	○	町内全域
	合計	5,954				

※収容人員は、指定避難所の収容についての数値であって、指定緊急避難場所の収容については用いない。

※指定緊急避難場所は、震災時と大雨時とは区分して指定する。震災時には耐震性のない建物は使用しない。大雨時には家屋倒壊等氾濫想定区域内や土砂災害警戒区域内の避難所は使用しない。

注1：平群小学校においては、大雨時の指定緊急避難場所としては、体育館のみを使用する。

【福祉避難所】

名 称	所在地	電話番号	耐震	洪水 (想定最大)	洪水 (家屋倒壊)	土砂災害	避難対象者
ふれあい交流センター (地域包括支援センター)	梨本 350-1	45-7012	○	○	○	○	高齢者、障がいのある人
平群北幼稚園	緑ヶ丘 1-3-21	45-4545		○	○	×	乳幼児、妊産婦
はなさとこども園	福貴 1113	46-1201	○	○	○	○	乳幼児、妊産婦
ゆめさとこども園	椿井 242-1	45-1104	○	0.5~3.0m	○	○	乳幼児、妊産婦
特別養護老人ホーム「グレースの里」	越木塚 336-1	45-0865	○	○	○	×	高齢者
特別養護老人ホーム「第二グレースの里」	椿井 244	46-2383		0.5~3.0m	○	×	高齢者
ひまわり生駒苑	上庄 1-15-16	45-5511		○	○	○	高齢者

